

令和8年度 世田谷区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） 事業案内

子育ての選択肢の1つとして、ベビーシッターの利用を選択しやすい環境を整備するため、東京都の認定を受けたベビーシッター事業者を利用した場合、利用料の一部を補助します。保護者の残業、病気、学校行事参加など、一時的に保育が必要となる場面で、幅広く利用できます。事前申請は不要で、お子さんが保育園・幼稚園に通っている方や育児休業中の方も利用できます。

※令和8年度利用分の最終申請締切りは、令和9年（2027年）4月12日です。

1 補助内容

世帯等の状況	対象児童	補助基準額	利用可能時間帯	児童1人あたりの利用上限時間
下記以外	小学校 3年生まで	(午前7時～午後10時) 2,500円/時間 (午後10時～午前7時) 3,500円/時間	24時間 365日	年144時間
ひとり親家庭 多胎児				年288時間
障害児	小学校 6年生まで			

※東京都の認定を受けたベビーシッター事業者を利用した日において、申請者及びお子さんがともに世田谷区内に居住し、住民登録があることが必要です。

※保育提供対価が対象で、家事援助・兄弟姉妹の送迎等の付随サービス費、年会費、おむつ代等は補助対象ではありません。

※クーポン・ポイント等の利用による割引料金などは対象外です。

2 対象事業者

東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者（以下「認定事業者」といいます。）

※詳細は東京都福祉局のホームページをご参照ください（随時更新）。



3 対象利用期間

令和8年（2026年）4月1日（水）～令和9年（2027年）3月31日（水）

4 ベビーシッターの配置

未就学児1人に対しベビーシッター1人の配置が必要です。配置基準を満たさない場合は、補助対象外です。以下【例外】に該当し、保護者が契約において同意している場合は、兄弟姉妹を含めた複数のお子さんの保育が可能です。

※以下の【例外】に該当するケースで、兄弟姉妹が本事業の対象児童の場合、兄弟姉妹を含めた複数人分の保育料が補助対象です。

【例外1】保護者とベビーシッターによる共同保育（保護者がベビーシッターとともに常時保育に関わること）の場合

【例外2】小学生以上の兄弟姉妹を含む複数人を預ける場合

（未就学児を複数預ける場合は、その人数と同数のベビーシッターの配置が必要）

5 手続きの流れ

(1) ベビーシッターを利用する上での注意事項確認

事前に世田谷区ホームページ「ベビーシッターを利用する前に必ずご確認ください」(ページID: 30925)をご確認ください。



二次元コード

(2) 認定事業者と契約

認定事業者と直接契約してください。

※契約時に、「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」と必ずお伝えください。

(3) ベビーシッター利用（利用料支払）

認定事業者から以下の書類の交付を受けてください。

①ベビーシッター要件証明書

②領収書

③利用明細書（利用児童名・利用日・利用時間・利用料の内訳が分かる書類）

④（クーポン使用者のみ）クーポンを使用したことが分かる書類

(4) 補助金の申請

以下の書類を用意して、専用フォーム (<https://logoform.jp/form/JqMJ/1396782>) から申請してください。

①ベビーシッター利用内訳表（保護者がお子さんごとに作成）

②認定事業者から交付された書類

ア ベビーシッター要件証明書（利用した全ベビーシッター分）

イ 領収書

ウ 利用明細書（利用児童名・利用日・利用時間・利用料の内訳が分かる書類）

エ（クーポン使用者のみ）クーポンを使用したことが分かる書類

③振込先口座の銀行名・支店名・口座番号・名義人が分かる資料（通帳やキャッシュカードの写真等）

④（利用時間が144時間を超えた場合）以下のいずれかの書類

障害児………身体障害者手帳、愛の手帳、児童通所受給者証等

ひとり親家庭…戸籍謄本、児童育成手当認定通知書、ひとり親家庭等医療証等

※申請内容によっては、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

(5) 補助金のお支払い

審査の上、以下のスケジュール（予定）で補助金をご指定の口座に振り込みます。

支払回	申請期限	入金予定日（申請に不備がない場合）
第1回	令和8年（2026年）7月14日	令和8年（2026年）8月31日
第2回	令和8年（2026年）10月15日	令和8年（2026年）11月30日
第3回	令和9年（2027年）1月14日	令和9年（2027年）2月26日
第4回	令和9年（2027年）4月12日	令和9年（2027年）5月24日



二次元コード

6 その他

本事業の詳細は、世田谷区ホームページ「世田谷区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」(ページID: 28399)でご確認ください。



二次元コード

【お問合せ先】

世田谷区ベビーシッター事務センター（委託事業者：アデコ株式会社）

電話 03-4455-5321（午前9時～午後5時（土日祝日、年末年始を除く））